

障第 1650 号
平成 30 年 3 月 30 日

就労継続支援 B 型事業所 代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公印省略)

平成 30 年度島根県障がい者就労支援事業所工賃向上支援事業
補助金（新商品開発・販路拡大事業）の事前協議について（通知）
就労継続支援 B 型事業所が取り組む新商品開発・販路拡大に対する補助事業に
ついて、下記のとおり募集しますので、事業実施を希望される場合は事前協議
書を提出してください。

記

1. 事前協議書提出期限

平成 30 年 5 月 31 日（木）必着

2. 事業紹介、事前協議書等のダウンロード（県障がい福祉課ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shurou/sien.html>

3. その他

- ・ 工賃向上計画の策定が必要です。
- ・ 工賃向上計画の策定、補助事業の内容や申請方法についてアドバイスを
受けたい場合は、島根県障がい者就労事業振興センターへご相談くだ
さい。

連絡先（東部）0852-67-2671（西部）0855-22-8677

（ホームページ）<http://www.miraiwa.com/you-make/>

(担当) 障がい福祉課就労支援スタッフ 安達

TEL 0852-22-5588 FAX 0852-22-6687

E-mail adachi-miki@pref.shimane.lg.jp